

政務活動費に係る収支報告書及び調査報告書の閲覧に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、政務活動費の使途の透明性の確保及び市民等への情報提供の充実を図るため、洲本市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年洲本市条例第8号。以下「条例」という。)第10条第2項の規定による収支報告書又は調査報告書(以下「収支報告書等」という。)の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(議長の責務)

第2条 議長は、収支報告書等の閲覧を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(請求の手続)

第3条 収支報告書等の閲覧を請求しようとするものは、議長に対して政務活動費に係る収支報告書等閲覧請求書(様式第1号)を提出しなければならない。

(閲覧場所)

第4条 収支報告書等を閲覧に供する場所は、議会事務局内とする。

(閲覧可能日)

第5条 収支報告書等を閲覧に供する日は、洲本市の休日を定める条例(平成18年洲本市条例第2号)第2条第1項に規定する市の休日以外の日とする。ただし、原則として、次に掲げる日を除く。

- (1) 本会議を開催する日
- (2) 常任委員会を開催する日
- (3) 特別委員会を開催する日
- (4) 議会運営委員会を開催する日
- (5) 議員協議会を開催する日
- (6) 常任委員長会を開催する日

(閲覧時間)

第6条 収支報告書等を閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(閲覧者の遵守事項)

第7条 収支報告書等を閲覧する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 収支報告書等は、丁寧に取り扱い、破損、汚損又は加筆をしないこと。
- (2) 音読、談話、飲食、携帯電話の使用その他他者の迷惑となるような行為をしないこと。

- (3) みだりに離席しないこと。
- (4) 同時に閲覧する者を原則として2名にすること。
- (5) その他閲覧に関し議会事務局職員の指示に従うこと。

(謄写請求)

第8条 閲覧者は、その負担により、収支報告書又は調査報告書の写しの交付を求めることができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。